

【令和8・9年度限定】空き家建替え促進事業補助金

耐震性のない空き家の 解体費用を補助します

上限
100 万円

母屋の解体費用の 1/2 を補助

対象となる空き家

次の全てを満たす静岡市内の空き家

- ・ 1年以上居住や使用されていない
- ・ 一戸建ての住宅
- ・ 公共事業の補償対象になっていない
- ・ **耐震診断**の結果、倒壊のおそれがあると判断
↓↓↓↓

▶木造(平屋・2階建て)の場合

以下のいずれか

- ・ 所有者による「誰でもできるわが家の耐震診断」にて7点以下
- ・ 建築士等による耐震診断

▶その他(鉄骨造・RC造)の場合

- ・ 建築士等による耐震診断

補助対象者

- ・ 空き家の所有者等(相続人含む) ※法人対象外
- ・ 市税の滞納がないもの

補助対象工事

- ・ 敷地内すべてを除却し更地にする工事
- ・ 建設業許可または解体工事業登録のある解体業者が実施

補助対象外経費

- ・ 空き家内の家財処分費用
- ・ ブロック塀や敷地内の植木、倉庫などの解体費用

必ず工事着手前に申請 / 交付決定前の工事は補助対象外



①HP



②申請フォーム

お問い合わせ

都市局建築部 住宅政策課 空き家対策係

電話 054-221-1192 / メールアドレス juutaku@city.shizuoka.lg.jp

葵区追手町5-1 静岡庁舎新館5階 / 月～金 8:30～17:15

手続きの流れ・必要書類

1 申請書類の提出 申請者が静岡市へ必要書類を提出(電子申請推奨)

書類が揃ってから開庁日約2週間

- 申請書(様式第1号)
- 事業計画書(様式第2号)
- 申請者の住民票
- 1年以上居住や使用されていないことを証する書類
相続(相続登記済かつ申請者の住民票が空き家所在地以外)▶不要
元の住民が住民票を空き家においたまま施設入所・長期入院等▶(例)施設入所契約書
借家の場合▶(例)水道・ガス・電気等の使用中止を示す書類
- 空き家の場所が分かる地図
- 公図の写し
- 建物の登記事項証明書(未登記の場合は固定資産評価証明書類)
- 建物配置図
建物登記がある場合:図面証明書(建物図面及び各階平面図)
建物未登記の場合:地図の拡大または手書きの図面
- 耐震診断の結果が分かる書類
- 空き家(母屋のみ)の解体見積書 ※仮設工事・解体工事・分別・運搬・処分・諸経費の各項目の金額内訳が分かるもの
- 空き家の外観写真
- 空き家建替え促進事業補助金の関係機関への照会に係る同意書(様式第3号)

該当する場合の追加書類

- 相続登記未完了:相続関係書類
- 共有者または他の相続人がいる場合:空き家除却及びこの要綱に定める事項に係る同意書

2 交付決定通知の受領・工事着手 申請者が静岡市から補助金交付決定通知書を受け取り後、工事着手

3 現地確認 地下埋設物の撤去後、更地に整地前の状態を静岡市職員が現地確認(立会不要)

4 実績報告書の提出 工事完了後、申請者が静岡市へ実績報告書を静岡市へ提出

- 事業実績書(様式第2号)
- 領収書の写し(空き家の母屋の解体工事金額が記載されたもの)
- 解体後(更地)の写真
- 解体業者が発行する解体証明書(建物滅失証明書)

5 補助金額の確定 補助金額確定後、静岡市が申請者へ補助金確定通知書を送付

6 請求書の提出 補助金確定通知書受け取り後、10日以内に申請者が静岡市へ請求書を提出

7 補助金の受取 請求書受領後、おおむね2か月後に振込

お問い合わせ

都市局建築部 住宅政策課 空き家対策係

電話 054-221-1192 / メールアドレス juutaku@city.shizuoka.lg.jp

葵区追手町5-1 静岡庁舎新館5階 / 月~金 8:30~17:15